

水資源の開発・利用に関する行政監察

(勸告・回答対照表)

平成 3 年 3 月

総務庁行政監察局

水資源の開発・利用に関する行政監察

(勧告・回答対照表)

- | | |
|-----------|-------------------------|
| 1. 実施調査時期 | 平成元年7月～9月 |
| 2. 勧告先 | 国土庁、厚生省、農林水産省、通商産業省、建設省 |
| 3. 勧告年月日 | 平成2年9月3日 |
| 4. 回答年月日 | 国土庁 平成2年12月12日 |
| | 農林水産省 平成2年12月18日 |
| | 厚生省 平成2年11月30日 |
| | 通商産業省 平成2年12月6日 |
| | 建設省 平成3年1月8日 |

勧告要旨	回答要旨
<p>1 水資源開発基本計画の変更</p> <p>国土庁は、水資源開発基本計画と第四次全国総合開発計画(以下「四全総」という。)、全国総合水資源計画等の長期計画との整合を図るため、四全総及び全国総合水資源計画の策定後に変更を行っていない水資源開発基本計画については、四全総、全国総合水資源計画の策定の経緯を踏まえ、これら既存の長期計画等と整合を図りつつ変更する必要がある。</p>	<p>(国土庁)</p> <p>利根川水系及び荒川水系に係る水資源開発基本計画は昭和63年2月2日に、また、豊川水系に係る基本計画は平成元年1月24日に、それぞれ四全総、全国総合水資源計画等と整合を図りつつ全部変更又は決定を行っているところである。</p> <p>その他の水系についても、勧告の趣旨を踏まえ、四全総、全国総合水資源計画等と整合を図りつつ、水資源開発基本計画を順次変更してまいりたい。</p>

勸告要旨	回答要旨
<p>2 水利用の合理化</p> <p>(1) 農業用水</p> <p>農林水産省及び建設省は、水需給のひっ迫している地域における余剰農業用水の都市用水への転用を促進するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 農業用水合理化対策調査及び慣行水利権等実態調査については、水需給のひっ迫している地域で転用が見込まれる地区を調査対象地域として重点的に選定すること。</p> <p>② 農業用水の都市用水への転用を図るためには農業水利施設等の整備等が必要であるので、農業用水合理化対策事業について農業者のみならず、都市用水の利用者に対しても積極的に参加を求めるとともに、都市周辺地域での事業実施が可能となるよう採択基準の緩和等を行うこと。</p> <p>③ 都市用水における水需給がひっ迫するのは主として夏期であるので、河川維持流量に配慮するとともに、冬期における水利用についても十分検討し水源手当てを考慮した上で、夏期における余剰農業用水の都市用水への転用について検討すること。</p>	<p>(農林水産省)</p> <p>① 水資源の有効利用を図る観点から、農林水産省としても、水需給のひっ迫している地域及び都市化進行地域における農業用水の利用の在り方について、更に総合的な検討を進め、水利用の合理化を効果的に推進する方策について検討を進めることとしたい。</p> <p>農業用水合理化対策調査については、今後とも、農業用水の転用が十分可能な地域を重点的に選定することとし、調査結果を活用した農業用水の合理化の実効が挙がるように努めたい。</p> <p>② 農業用水合理化対策事業については、勧告の趣旨を踏まえ、現行採択基準の緩和等事業をより一層推進するための方策を検討してまいりたい。</p> <p>また、都市用水の利用者に対しても、引き続き積極的に事業参加を求めるとともに農業用水の持つ地域用水としての機能の維持・確保の方策の検討等、土地改良区等農業用水の利用者が事業に参加しやすい状況づくりを推進してまいりたい。</p> <p>(建設省)</p> <p>① 慣行水利権等実態調査については、農業水利権のうち、市街化の影響で水利内容に著しい変化が生じている可能性があるもの、水需給がひっ迫しているが当面その手当てがつきにくい地域にあるもの等を対象として推進してまいりたい。</p> <p>② 農業用水と都市用水とは、その利用形態等が著しく異っていることに加え、水道用水につ</p>

勸告要旨	回答要旨
<p>(2) 工業用水</p> <p>通商産業省は、各工業用水道の利用の合理化を図るため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 工業用水の回収利用が低調な業種について、水使用用途の状況等の実態を引き続き把握する一方、産業廃水等の再生利用に関する技術開発を更に促進するとともに、小規模な製造事業所を対象とした回収利用促進のため引き続き技術マニュアルを策定するなどして工業用水の利用合理化を図ること。</p> <p>② 現在給水能力に大幅な余裕を生じている工業用水道については、雑用水としての供給量の増大等を図るとともに、上水道等への転用が可能なものについては水利権の転用等の措置を図ること。</p> <p>③ 今後、工業用水道の新設・規模拡張等が必要な地域における水源開発については、コスト的に見合場合合には、海水淡水化、廃水再生利用等の新たな水源の積極的な導入に努めること。</p>	<p>ては、近年、生活様式の変化により、冬期の需要の伸びが高く、年間を通じて需給が平準化しつつある。</p> <p>したがって、夏期における余剰農業用水の廃止及びこれに伴う都市用水の許可に当たっては都市用水の需要パターンの平準化傾向も踏まえ、冬期における水利用も十分検討の上、水源手当てを図るとともに、不足する河川維持流量を充足することを基本として、検討してまいりたい。</p> <p>(通商産業省)</p> <p>① 工業用水の回収利用が低調な業種を中心に、水使用用途の状況等の実態把握及びその改善方策を検討するため、引き続き昭和59年度から行っている地域別、業種別の工業用水使用合理化指導調査を実施することとしている。</p> <p>また、産業廃水等の再生利用に関する技術開発については、既に工業技術院の大型工業技術開発制度の下でアクアルネッサンス90計画(水総合再生利用システムの研究開発：昭和60～平成2年度)を推進しているところであるが、今後その成果の普及に努めるとともに、引き続き産業廃水等の再生利用に関する各種の技術開発等を積極的に推進することとしている。</p> <p>さらに、小規模な製造事業所における回収利用を促進するため、技術指導書の作成に努めるとともに、平成2年度から共同処理による再生利用の可能性につき調査研究を実施することとしている。</p> <p>② 工業用水道については、既に昭和54年10月24日付けの工業用水課長通達をもって、工業用水供給に支障を生じさせない範囲内で、雑</p>

勸告要旨	回答要旨
<p>(3) 水道用水</p> <p>厚生省は、水需給がひっ迫している地域を重点に水道用水の合理的利用を図るため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 貴重な水道用水が無駄に失われることがないよう、漏水防止計画の策定及び老朽経年管の計画的取替えの実施の徹底を図ること。</p> <p>② 節水機器を普及し水需要の増加を防止するため、節水機器の取付け指導を徹底するよう地方公共団体を指導すること。</p>	<p>用水としての供給を認めているところであるが、今後とも事業体からの申出があれば前向きに検討してまいりたい。</p> <p>また、余剰水を抱える工業用水道水源の上水道等等への転用については、今後とも工業用水需要見通しを踏まえ、支障の生じない範囲内で上水道等への転用を図ってまいりたい。</p> <p>③ 今後、工業用水道の新設・規模拡張等が必要な地域における水源開発に当たっては、海水淡水化、廃水再生利用等の新たな水源とダム等既存水源とのコスト比較を行うことを原則とし、コスト的に見合う場合には、積極的に海水淡水化、廃水再生利用等の新たな水源の導入に努めることとしたい。</p> <p>(厚生省)</p> <p>① 老朽経年管の更新については、平成2年度に老朽管更新推進事業を創設し、老朽化した石綿セメント管の更新について一定の要件を満たす場合国庫補助を行うこととし、更新の推進を図っているところであるが、更に事業推進を図るため平成3年度予算要求において大幅な増額の要求を行った。</p> <p>今後、更に、漏水防止を進めるため、漏水防止計画の策定、老朽経年管更新推進事業の活用による老朽石綿セメント管の更新推進について、全国担当課長会議等の機会にその徹底を図るほか、新たな有効率の目標設定により、水道事業に対する指導の充実を図ってまいりたい。</p> <p>② 節水機器については、(社)日本水道協会の給水装置の型式登録で節水機器を登録し、その普及</p>

勸告要旨	回答要旨
<p>(4) 雑用水</p> <p>国土庁、厚生省、通商産業省及び建設省は、従前の河川の水利体系に支障を与えないよう措置しつつ水資源の有効利用を図る観点から、雑用系用途に下水・産業廃水等の再生水や雨水を利用することについて、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 雑用水への再生水等の利用が安心して行えるようにするため、水質、施設の点検、清掃等の基準に関する指針を早急に策定・充実すること。</p> <p>② 水需給がひっ迫している地域では、その地域の水需給の状況に応じて雑用水に再生水等を利用する施設の整備についての指導を的確に行うよう地方公共団体等を指導すること。</p>	<p>を促進しているところであるが、水需給のひっ迫している地域を重点に、勸告の趣旨を踏まえて、更に節水型便器、節水コマ等の節水機器の普及が進むよう、地方公共団体に対して節水機器の取付け指導を徹底するよう指導してまいりたい。</p> <p>(国土庁)</p> <p>雑用水利用の促進に当たっては、御指摘のとおり再生水の造水コストが現状では高いこと、水質・施設設計・維持管理等について解決すべき課題が多いことなど検討すべき大きな問題がある。</p> <p>このため、国土庁としては、雑用水利用の役割、効果等雑用水利用全般にわたる指針についての検討を進めるとともに、税制や金融上の優遇措置を図るなど、今後とも関係省庁及び地方公共団体と緊密に連絡を取りながら、雑用水利用の促進に努めてまいりたい。</p> <p>(厚生省)</p> <p>① 再利用水を原水とする雑用水道の水洗便所用水の暫定水質基準等の設定については、雑用水道施設を設置する建築物等が増加してきていること等保健衛生上の観点から雑用水への再生水等の利用が安心して行えるよう、平成2年度において調査研究を実施しているところであり、当該調査結果等を踏まえ、所要の検討を行い、地方公共団体を指導してまいりたい。</p> <p>② 再生水等の雑用水への利用に際しては、生活</p>

勸告要旨	回答要旨
	<p>環境審議会答申（平成2年11月19日）においても、雑用水道の整備を図る必要があるとの指摘が行われたところであり、保健衛生上の確保を前提として、勧告の趣旨を踏まえ、雑用水施設の整備が適正に行われるよう地方公共団体を指導してまいりたい。</p> <p>（通商産業省）</p> <p>① 通商産業省においては、(社)日本工業用水協会及び(財)製造水促進センターを指導し、当該団体において、昭和57年に雑用水の水質等に関する基準を策定したところであるが、その後雑用水への再生水等の利用の拡大、再生利用技術の進展等環境の変化も見られることから、それを踏まえた基準、指針等の策定に向け検討を行っていくこととした。</p> <p>② 通商産業省では、水再生利用先端技術地域適用性調査において、モデル地域を選定し、当該地域に最も適した水再生利用システムの検討を行っているところであるが、その調査実施を通じ、当該地方公共団体等に対し水再生利用システムの導入を働きかけるとともに、調査結果を地方公共団体等に周知する等再生水利用の啓もう・普及に努めることとした。</p> <p>（建設省）</p> <p>① 建設省では、昭和55年度に「下水処理水循環利用技術指針（案）」を作成したが、その後処理水が従来にも増して多様な用途に使われつつある現状にかんがみ、処理水を修景用水、親水用水に利用する場合の水質基準に関する検討を行い、平成元年度に「下水処理水の修景・親水利用水質検討マニュアル（案）」を作成している。さらに建設省ではこれらの成果やこれまでの処理水再利用の実績等を踏まえ、「下水処理水循環利用技術指針（案）」の見直し作業を</p>

勸告要旨	回答要旨
	<p>実施しており、この中で維持管理方法等についても検討することとしている。</p> <p>建設省としては、今後と必要な指針の策定・充実を行い、処理水の有効利用を一層促進してまいりたい。</p> <p>② 民間の行り下水の再利用を推進するために、建設省では関係省庁等と協力して日本開発銀行による水資源有効利用融資制度、税制上の優遇措置等の措置を講じている。</p> <p>建設省としては今後とも関係省庁・地方公共団体等と連携しながらこれらの施策を推進してまいりたい。</p>

勸告要旨	回答要旨
<p>3 ダム建設の促進とダム管理の適正化</p> <p>(1) ダム建設の促進</p> <p>国土庁及び建設省は、ダム建設の促進を図る観点から水源地域対策について次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① ダム建設を促進するためには、水没関係自治体及び住民のダム建設の必要性についての理解とダム建設に対する協力を得ることが非常に重要なことであるので、予備調査段階でできる限り調整を行うこと。</p> <p>② 水特法が実効を挙げ、ダム建設の促進に資するためには、できるだけ早期に水源地域整備計画を策定する必要があるので、ダム等の基本計画策定後補償交渉の進捗状況を勘案しつつ速やかに整備計画の策定を行うこと。</p> <p>③ 事業活動が活発でない水源地域対策基金については、事業内容の充実を図ること。</p> <p>(2) ダム管理の適正化</p> <p>農林水産省及び建設省は、ダム堆砂の進行による利水等への支障の未然の防止及び操作規則の制定について、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① ダムの堆砂の進行状況に対応して計画的、効率的な堆砂防止対策を講ずること。</p>	<p>(国土庁)</p> <p>① 水源地域整備計画については、今年度中に3ダムの整備計画を策定する予定であり、今後とも基本計画策定後補償交渉の進捗状況を勘案しつつ速やかな整備計画の策定に努めたい。</p> <p>② 勧告を受けた当該基金については、基金事業としての対象ダム等が生じたときにおいて水源地域対策事業（生活再建対策及び地域振興）が円滑に実施できるよう、準備体制を整えておくことを重点として事業内容の充実を図ることとし、生活再建対策や地域振興により密着した事業を実施するよう当該基金に対し、平成2年9月に指導を行ったところである。</p> <p>今後とも、当該基金との密接な連携の下に、事業内容の充実が図られるよう適切に指導してまいりたい。</p> <p>(建設省)</p> <p>ダム建設の促進上、水没関係自治体、水没関係住民の理解と協力は不可欠であり、予備調査段階では種々の制約はあるものの、従来よりダム建設の必要性、調査の概要の説明を行う等、できる限りの調整を行ってきたところであるが、今後とも、一層努力してまいりたい。</p> <p>(農林水産省)</p> <p>ダム堆砂の進行による利水等への支障を未然に</p>

勸告要旨	回答要旨
<p>② ダム操作の基本となる操作規則は、ダムの管理開始直後に制定することとし、未制定のところについては早急に制定すること。また、管理開始後、操作規則に定められた事項について変更すべき状況が生じたものについては、操作規則の見直しを行うこと。</p>	<p>防止するため、農林水産省では、堆砂防止対策として平成元年度から都道府県営土地改良施設整備事業の事業内容の一つとして、ダムの排砂対策工事を実施しているが、現在堆砂が問題となっているダムについては、堆砂の進行状況を把握し、本事業を活用する等により適切な堆砂防止対策を講じてまいりたい。</p> <p>(建設省)</p> <p>① 現在実施しているダム事業の計画策定に当たっては、これまで蓄積された知見に基づき所要の堆砂容量を確保する等の対応を行っているところである。</p> <p>一方、既設ダムで堆砂の進行が顕著なダムについては、治水・利水等のダム機能の確保のため、建設省としても、貯水池保全事業等の堆砂防止対策を実施してきたところであるが、今後、更に計画的、効率的な堆砂防止対策を積極的に講じてまいりたい。</p> <p>② 操作規則が未制定となっているダムについては、建設省としても早急に制定しなければならないと考えている。このため、今後更に利害関係者との調整を進め、操作規則制定に向け努力してまいりたい。</p>

勸告要旨	回答要旨
<p>4 水資源開発公団の業務運営体制の合理化</p> <p>国土庁は、水資源開発公団の業務運営体制の一層の合理化を図る観点から、次の事項について同公団を指導する必要がある。</p> <p>① 公団の業務量の変化等に対応して、組織体制の在り方を検討し、その見直しを行うこと。</p> <p>② 定員については、事業の進ちょく状況を勘案しつつ業務量に見合った適正な配置とするとともに、民間委託については、効率的な業務運営の観点から、更に促進すること。</p>	<p>(国土庁)</p> <p>国土庁としては、従来から水資源開発公団の業務運営体制の合理化を図る観点から、事業を経済的かつ効率的に推進するにふさわしい組織及び定員について検討し、組織の改廃、定員の増減を図ってきたところであるが、今後とも事業の推進に見合った組織及び定員の確保を図ってまいりたい。</p>